

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年6月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年6月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 浅井 弘幸

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、浅井弘幸農業委員と伊藤久志推進委員です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、横田法行委員、平野洋二委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は畑 ■件 ■m²です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■番の畑 ■筆、地積は ■m²、譲渡人は、■■■■番地の■■■■、譲受人は■■■■番地 ■の■■■■で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和5年6月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は新規取得のため利用農地はございません。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番の作付作物については、畑で■■■■等■■■■㎡です。

機械の所有状況は、■■■■台をリース予定です。農作業に従事する者としては、農作業歴はございませんが、世帯員等その他常時雇用している労働力は■■■■の■■名です。申請地までの移動時間は徒歩■■分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

1番は農作業に従事する者の氏名は：■■■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数は■■■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日、です。

次の5号6号については該当なしです。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「当該地は、宅地が連続しており、雑草が繁茂すると近隣の民家に火災や害虫による被害を及ぼす恐れがあります。このため年間を通して、長年希望しておりました家庭菜園として適正な管理で、近隣の民家に迷惑を掛けないようにします。なお、普通畑として周辺の農地の営農上に影響を及ぼすことのないように管理します。」としています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましては、1番は「当該地の農業関係集会には積極的に参加し、農道、排水路、農業用水等の共同利

用施設の取決めは遵守するとともに、それらの維持管理の共同作業にも積極的に参加します。」としています。

以上により事務局としては、1番ついて 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に事項書に戻りまして4ページをご覧ください。「議案第2号 非農地証明願について」説明をさせていただきます。

本件の申請地は、畑 〇〇〇㎡の 〇〇筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に 〇〇年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

5ページの1番については、〇〇番 〇〇、地目 〇〇、地積 〇〇㎡であります。土地の所有者は 〇〇番地の 〇〇、利用状況は 〇〇となります。申請地につきましては、申請者が、平成 〇〇年に 〇〇を建築して、現在も使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、固定資産税証明書であり、これにより非農地化されてから 〇〇年以上経過していることが確認できるものです。

次に、事項書6ページの「議案第3号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人 〇〇戸、借受人 〇〇戸の、筆数が 〇〇筆で、面積は 〇〇㎡です。

8ページの農用地利用集積計画の1-1、1-2について説明します。利用権の設定を受けるものは 〇〇、利用権の設定を行う者は 〇〇、地目は田、面積は 〇〇㎡の 〇〇筆、作物は 〇〇、と 〇〇㎡の 〇〇筆、作物は 〇〇等、利用権の存続期間は 〇〇年間で再設定の賃借権です。

8ページの利用権設定各筆表から、借賃の支払方法は 〇〇間のためございません。各筆の詳細についてはご覧のとおりです。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後7時7分 〕

(申請書回覧)

議長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 14 分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲委員 問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「白木斉委員」のご意見をお願いします。

白木斉委員 同じく問題ないと認めました。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

議 長 5反要件が撤廃されて誰でも農地の権利を取得できるようになった。今回の譲受人は 歳と若いですが、農地の権利を取得するのに年齢の要件等はないのか？

事務局 農地の権利取得の際には、4月に撤廃された5反の面積要件以外に、機械・技術・労働力があります。今回の申請だと、機械は をリースする予定である、技術は家庭菜園であれば近所の人に聞いたり、今は動画でも情報が手に入る、労働力は家の隣の農地であるため150日以上従事することができますので、取得要件は満たしています。年齢要件については今は分からないので次回までに調べて回答させていただきます。

議 長 他の委員さんご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 次に、「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。

議 長 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時20分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員